



犬猫を愛する皆様へ

## 終生飼養をしましょう

1

「動物の愛護と管理に関する法律」により、動物の飼い主は動物の本能や習性を理解したうえで、責任をもって動物が命を全うするまで飼育を続けるよう努めなければなりません。

## 適切な飼養をしましょう

2

当センターへのお問い合わせの多くが、ペットの失踪です。犬は例外を除いて、リードによるけい留が義務付けられています。また、猫の放し飼いは、排泄物や鳴き声などにより近隣住民とのトラブルに繋がります。人と猫がより良い関係で暮らすために室内飼育をしましょう。

## 所有者明示をしましょう

3

所有者明示には、鑑札・狂犬病予防注射済票(犬の場合)・迷子札・マイクロチップなどがあります。犬や猫が迷子になった時や災害時などに飼い主の元へ帰ることができるよう、所有者明示を行いましょう。

## 不妊去勢手術を受けさせましょう

4

望まない繁殖による多頭飼育崩壊が社会問題になっています。飼われている動物の繁殖をコントロールし、人や動物たちの快適な生活環境を守ることは飼い主の義務であり、動物への愛情です。

## 施設概要

開庁時間 9時00分～17時30分  
閉庁日 土日祝・年末年始(12月29日～1月3日)  
駐車場 有り  
アクセス ・大阪メトロ四つ橋線「北加賀屋」駅  
③番出口から徒歩約20分  
・大阪シティバス  
「柴谷二丁目」バス停から徒歩約5分

## MAP



おおさかワンニャンセンター  
(大阪市動物管理センター)

所在地 〒559-0021  
大阪市住之江区柴谷2丁目5番74号

MAIL [fc0011@city.osaka.lg.jp](mailto:fc0011@city.osaka.lg.jp)

電話 06-6685-3700

FAX 06-6686-4507

大阪市ホームページ



大阪市動物管理センター

おおさか  
ワンニャンセンター

osaka city animal care and control center

## 施設案内



## 業務内容

「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する法律」「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」及び「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」などにに基づき、次の業務を行なっています。

- 野犬・放浪犬・放し飼い犬への対応
- 失踪した犬・猫などの受付・照会
- 犬とのふれあい事業
- 犬と猫の譲渡事業
- 負傷愛護動物の収容・応急処置
- 適正飼養・動物愛護思想の普及啓発
- その他

## ふれあい事業

### ワンちゃんとのふれあい広場



近年、住宅事情の変化などから、犬とふれあう機会が少なくなっています。ワンちゃんとのふれあいを通じて、犬の性質や終生飼養の意味、相手の気持ちを考えることの大切さを学んでもらいます。

## 大阪市動物愛護関連事業寄附金

大阪市では、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を目指して、動物愛護に関する様々な事業を実施しております。これらの事業の推進に御協力していただける皆さまからの寄附を募集しております。詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。



大阪市ホームページ

## ワンニャン教室

(犬・猫の譲渡会)

大阪市では、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取り組みとして、犬猫の引取り数の削減や譲渡の推進など様々な事業に取り組んでいます。

その一環として譲渡会を開催し、犬猫の新しい飼い主さんを募集しています。

開催日 毎週水曜日（祝日を除く）  
会場 おおさかワンニャンセンター  
参加方法 譲渡を受ける前に審査があります  
まずは書面にてお申込みください



## 譲渡会・譲渡対象動物の詳細

大阪市ホームページ



「おおさかワンニャン通信」

X(旧Twitter) Instagram Facebook



## 施設紹介

### 猫ふれあいルーム／猫の保護室



新しい飼い主を待っている猫の部屋です。ご家庭での飼育環境の参考となるように、キャットタワーやキャットウォークなどを備えています。

### 犬の保護室



新しい飼い主を待っている犬の部屋です。シャンプーやトリミングのできる設備もあります。

### ふれあい広場



天気のいい日には、ふれあい事業を行う広場になります。当センターのモデル犬たちも日々こちらの広場でしつけの訓練を行っています。

### 収容犬の運動スペース



運動スペースで遊ぶことにより、運動不足にならないよう気を付けています。また、子犬同士で遊ぶことにより、社会化の促進なども行います。